

社会福祉法人 やおき福祉会

役員等の報酬並びに旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、やおき福祉会役員等の報酬並びに旅費に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等（理事・監事・評議員）には、定款第16条に定める理事のうち職員を兼務する理事を除いて、年額次のとおり報酬を支給する。

・3000円に理事会、評議員会、監事監査への出席回数に乗じた額

2. 理事長が委嘱した各種委員会に委員として出席した場合、又は研修・会議等理事長の要請により出席した場合は、前項の規定を準用する。

3. 常務理事には、業務執行理事として、相応しい額としてこの規程第4条に基づき特別報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬は毎年度末に支払う。

(特別報酬)

第4条 第2条1項に該当する場合を除き、役員が業務に就いた場合、次により特別報酬を毎月定日に支払う。

2. 理事長には、7,500円に執務日数を乗じた額。

役員を兼務する職員には当分の間、所長級職員として給与規程に準じて算定した額を支給する。また、役職手当に関しては所長の役職手当に理事長12万円・常務理事10万円を加えた額とする。

及び、定年後に再雇用により職員を兼務しつつ理事長を継続する場合は、法人が定める再雇用額に上記の役職手当を加えた額とする。

(旅費)

第5条 役員等が研修等出張したときは出張旅費を支給する。

第6条 (旅費等の支給額)

旅費、宿泊費は、やおき福祉会 国内出張旅費規程を準用する。

第7条 職員を兼務する役員が雇用保険の対象から外れた場合は、代替となる保険への加入もしくは、確定された損益と同等の一時金をもって対応する。

(改正)

第8条 この規程の改正は理事会において行う。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年3月1日から改正施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、平成19年10月10日から改正施行する。

附則 この規程は、平成19年10月31日から改正施行する。

附則 この規程は、平成20年10月31日改正、同年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、平成24年11月1日から改正施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。